

福祉 わかやま

寄り添い つながる 広報誌

vol.461

5 2026
月号



この広報誌の発行に
一部共同募金配分金を
利用しています。



地域を支える

民生委員・児童委員

今月の表紙

民生委員・児童委員と一緒に
作った竹製水鉄砲で
遊ぶ子ども達
(那智勝浦町)
(254Pに関連記事)



Facebook



Instagram



社会福祉法人 和歌山県社会福祉協議会



地域を支える

民生委員・児童委員

県社協では、地域で活動している民生委員・児童委員の取組を広く知っていただくため、広報・普及の支援を行っています。特に、生活福祉資金貸付事業においては、民生委員の皆様が初期相談や継続した見守り支援、生活支援にご協力いただくなど、民生委員・児童委員活動と連携して取組を進めています。

また、全国民生委員児童委員連合会では、5月12日を「民生委員・児童委員の日」と定め、5月12日～18日までの1週間を「活動強化週間」としています。そこで、今号では民生委員・児童委員について、その歩みや活動等をご紹介します。

民生委員・児童委員ってどんな人？

民生委員は、地域住民にとって最も身近な「相談相手」であり、課題を抱えた人たちと関係機関とのつなぎ役となり、必要な支援を受けることができるように活動をしています。

どんな立場なの？

- 非常勤の特別職地方公務員
(無報酬のボランティア/実費弁償あり)
- 任期は3年(再任可能)
- 守秘義務が課せられている(退任後も継続)

すべての民生委員は児童委員を兼ねており、子どもや子育てに関する支援も行います。また、一部の児童委員は児童に関することを専門に担当する主任児童委員に指名され、関係機関と児童委員の連絡調整など児童委員と協力・連携しながら活動を行っています。

民生委員 児童委員 制度の 主な歩み

大正 6年(1917年)	岡山県で「済世顧問設置規程公布」(民生委員制度の始まり)
大正 15年(1926年)	「和歌山県社会匡済員制度」設置
昭和 5年(1930年)	「社会匡済員」を「方面委員」に改名
昭和 21年(1946年)	民生委員令制定
昭和 22年(1947年)	児童福祉法制定(民生委員が児童委員にあてられることとなる)
昭和 58年(1983年)	「和歌山県民生児童委員協議会」が設立
平成 6年(1994年)	主任児童委員制度が創設
平成 14年(2002年)	「和歌山県民生児童委員協議会」から「和歌山県民生委員児童委員協議会」に名称変更
平成 26年(2014年)	和歌山県で「第83回全国民生委員児童委員大会」を開催
平成 29年(2017年)	・民生委員制度創設100周年 ・児童委員制度創設70周年 ・和歌山県版「100周年記念誌」を発行

(和歌山県民生委員児童委員協議会発行の「100周年記念誌」を参考に作成)

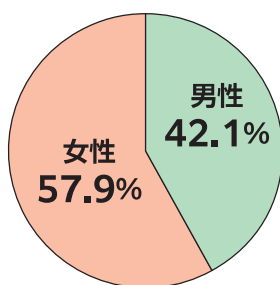
12月の一斉改選により、約3割が新任に！

令和7年12月1日に、民生委員・児童委員の一斉改選が行われました。今回の改選では、本県の定数2,688人に対し、2,574人(民生委員・児童委員2,346人、主任児童委員228人)が委嘱され、充足率は95.8%(令和4年一斉改選時96.2%)となりました。

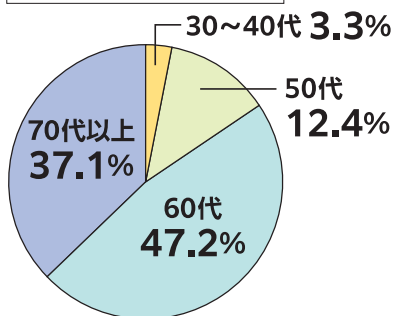
近年は、住民相互の連帯意識の希薄化や定年後も働き続ける方々の増加等、様々な要因により、民生委員・児童委員の「なり手」が不足しているとともに、高齢化が進んでおり、新たな「なり手」確保に向けた取組や、現在委員となっている方々が長く活動を継続できる環境づくりが課題となっています。

令和7年度 一斉改選の状況(主任児童委員含む)			
	定員数	委嘱数	充足率
全国	240,971人	220,880人	91.7%
和歌山県	2,688人	2,574人	95.8%

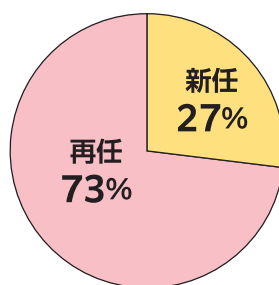
男女別割合(和歌山県)



年齢別割合(和歌山県)



新任・再任割合(和歌山県)



民生委員・児童委員としてのスタート

1月21日から2月13日にかけて、県内5か所(全8回)で新任民生委員・児童委員研修会が実施されました。

民生委員・児童委員の基本的な心構えや知識を習得し、充実した活動を行うことを目的として開催された本研修には、総勢687名の新任民生委員・児童委員が参加されました。参加者は、「生活保護制度」や「児童福祉」、「活動記録」等、活動するために必要となる様々な知識を学びました。

また、県社協職員も「生活福祉資金貸付事業」、「福祉サービス利用援助事業」、「和歌山県福祉サービス運営適正化委員会事業」について説明を行い、事業の周知を図るとともに、支援が必要な方がいる際は、社協につないでいただくよう、協力をお願いしました。



新任民生委員・児童委員研修会(紀の川市・岩出市ブロック)

基本的性格

自主性

常に住民の立場に立ち、地域のボランティアとして自発的・主体的な活動を行います。

奉仕性

誠意をもち、地域住民との連帯感をもって、謙虚に、無報酬で活動を行うとともに、関係行政機関の業務に協力します。

地域性

一定の地域社会(担当区域)を基盤として、適切な活動を行います。

活動の原則

住民性の原則

自らも地域住民の一員として、住民に最も身近なところで、住民の立場にたった活動を行います。

継続性の原則

民生委員・児童委員の交代があった場合でも前任者の活動は必ず引き継がれ、継続した対応を行います。

包括・総合性の原則

個々の福祉課題の解決を図ったり、地域社会全体の課題に対応していくために、その課題について、包括的、総合的な視点にたった活動を行います。

和歌山県内の民生委員・児童委員はどんな活動を行っているの？

民生委員・児童委員は、地区の特徴に合わせて様々な活動を実施しています。

活動例

高齢者への支援

- 一人暮らしの高齢者宅に訪問し、話し相手になることで、不安や悩みを解消する
- 孤立が心配される世帯に気づき、関係機関につなぐ
- 地域住民の居場所づくりを目的としたサロン活動の実施



▶ 高齢者宅への訪問活動(由良町)

生活困窮者世帯への支援

生活福祉資金貸付事業への協力(※)

※生活福祉資金貸付事業との関わりについては、福祉わかやま2025年12月号の特集記事で詳しくご紹介しています。(下記「二次元コードから」をご覧ください)



子育て・子どもへの支援

- 子育ての悩み等の相談に応じ、必要な制度や施設を紹介する
- こども達の登下校の見守り活動
- 児童館やこども会など、こどもの健全育成活動への協力



▶ 登下校の見守り活動(和歌山市宮北地区)

災害対策

- 要支援者名簿作成への協力(一人では避難ができない高齢者等の把握)
- 防災訓練への協力、参加

民生委員・児童委員や市町村民児協を支える和歌山県民生委員児童委員協議会

民生委員・児童委員の活動を支えるため、市にあっては一定区域ごとに、町村はその全域を単位として法定単村民児協(単村民児協)が設置されています。また、県内の民生委員・児童委員で組織し、市町村民児協をもって構成する組織が、和歌山県民生委員児童委員協議会(県民児協)です。

県民児協では、県内の民生委員・児童委員が地域福祉の推進に積極的な役割を果たしていくことができますように、次のような活動を行っています。

主な活動

- 県内の民生委員・児童委員の連絡調整や相互支援
- 資質向上のための研修会の企画、実施
- 地域の実情に合わせた重点活動の推進
- 全国民生委員児童委員連合会(全民児連)との連絡・協力
- 広報活動(ホームページ運営や会報誌の発行等)

県民児協のホームページでは、市町村民児協窓口の掲載などを行っています(下記、二次元コードから、ご覧ください)



お問合せ先
和歌山県民生委員児童委員協議会
TEL073-435-5230



▲県民児協が年に2回発行する会報誌「絆」



▲児童委員研修会の様子



▲法定単村民児協会長・副会長研修の様子

わかやま ともに生きる地域社会の実現をめざして

～ふだんのくらしのしあわせを みんなの力でつくります～

令和8年度 事業計画・予算の概要

県社協は令和8年度、第6次活動計画の最終年次として、引き続き、6つの重点項目を柱として、「ともに生きる^{わかやま}地域社会の実現」をめざした事業を総合的に展開します。

第6次和歌山県社会福祉協議会活動計画(令和4年度～令和8年度)の6つの重点目標に基づく事業

【重点目標と個別事業計画の関係】

重点目標	重点目標						具体的事業(個別事業計画)
	1	2	3	4	5	6	
	社会的孤立への対応						
	市町村社協とともに地域福祉の基盤づくり						
	相談支援・生活支援と権利擁護の充実						
	多様な主体や社会資源がつながる地域づくりの支援						
	地域福祉を支える組織や専門職の確保・養成						
	自然災害への対応						
	○	○	○	○	○	○	① 市町村社協活動支援事業
	○	○	○	○	○	○	② 生活福祉資金等貸付事業
	○	○	○	○	○	○	③ 日常生活自立支援事業(地域福祉権利擁護・成年後見支援)
	○	○	○	○	○	○	④ 民生委員・児童委員協議会活動との連携・協働
	○	○	○	○	○	○	⑤ ボランティアセンター事業
	○	○	○	○	○	○	⑥ 災害ボランティアセンター事業
	○	○	○	○	○	○	⑦ いきいき長寿社会センター事業
	○	○	○	○	○	○	⑧ 制度の狭間にある福祉課題・生活課題解決への協働プロジェクト
	○	○	○	○	○	○	⑨ 社会福祉施設・団体との連携強化及び支援事業
	○	○	○	○	○	○	⑩ 福祉人材センター事業
	○	○	○	○	○	○	⑪ 福祉人材確保等にかかる返還免除付き貸付事業
	○	○	○	○	○	○	⑫ 福祉介護サービス評価センター事業
	○	○	○	○	○	○	⑬ 民間社会福祉事業従事者共済事業・福利厚生センター等受託事業
	○	○	○	○	○	○	⑭ 福祉サービス運営適正化委員会事業

重点目標の達成に向けた 令和8年度の主な取組

- ①地域共生社会の実現にむけた取組の推進**
 - ・市町村社会福祉協議会の活動支援
 - ・社会福祉法人・福祉施設の活動支援
 - ・こども食堂応援ネットワーク事業の実施
- ②生活福祉資金等貸付事業**
 - ・生活支援を含む適正な債権管理の実施
- ③日常生活自立支援事業**
 - ・地域福祉権利擁護センター事業の実施
 - ・成年後見支援センター事業の実施
- ④自然災害への対応**
 - ・災害福祉支援センターの設置(新規)
 - ・災害ボランティアセンター事業の実施
 - ・災害福祉支援ネットワーク及び災害派遣福祉チーム(DWAT)の体制強化、普及啓発
- ⑤いきいき長寿社会センター事業**
- ⑥福祉人材センター事業**
 - ・福祉・介護・保育人材の確保、マッチング支援
 - ・福祉人材の育成と定着促進
 - ・介護施設等における生産性向上の取組促進

一般会計

会計区分	令和8年度 予算額 (単位:千円)
事業区分	
拠点区分	
一般会計	3,327,205
社会福祉事業区分	568,086
法人運営事業拠点区分	230,440
施設団体サービス事業拠点区分	129,069
住民サービス事業拠点区分	208,577
公益事業区分	2,759,078
民間社会福祉事業従事者共済事業拠点区分	2,109,496
福祉人材確保等貸付事業拠点区分	649,582
収益事業区分	41

生活福祉資金会計

会計区分	令和8年度 予算額 (単位:千円)
事業区分	
生活福祉資金会計	2,378,415
生活福祉資金	1,741,285
生活福祉資金貸付事務費	443,774
要保護世帯向け不動産担保型生活資金	155,846
臨時特例つなぎ資金	37,510

【お問合せ先】

総務企画部 総務経営班 TEL073-435-5222

赤い羽根共同募金では、皆さんにいつでもどこでも気軽に協力いただけるようさまざまな方法で募金活動を展開しています。

ご不明な点などがございましたら、和歌山県共同募金会へお問い合わせください。なお、ご寄付はお近くの市町村共同募金委員会(支会、分会)で受け付けております。



令和8年2月27日(金)
株式会社メイワ
代表取締役 社長 高橋 健太 様

この度、株式会社メイワ様(本社:紀の川市)より社会貢献活動の一環として、赤い羽根共同募金にご寄付をいただきました。

県共同募金会事務局より、和歌山県共同募金会会長感謝状をお渡しいたしました。

いただきました募金は、福祉車両の購入や、保育施設の整備、高齢者の支援など、身近な福祉活動の支援に活用させていただきます。

ご協力誠にありがとうございました。



株式会社メイワ様より
ご寄付をいただきました!

赤い羽根 わかやま



お問合せ先 社会福祉法人和歌山県共同募金会
〒640-8319 和歌山市手平2丁目1-2
県民交流プラザ和歌山ビッグ愛7階
TEL073-435-5231 FAX073-435-5232

メール info@akaihane-wakayama.or.jp

HP https://www.akaihane-wakayama.or.jp/





卒業する6年生が餅まきを行いました

広がれ!! 地域の輪

～紀見小学校から始まる地域交流～

橋本市立紀見小学校では、小学生と地域住民の交流をはかるため、令和5年度から月に1回程、KimiMartを開催しています。KimiMartでは、住民が集めたベルマークやアルミの空き缶を持って来校し、こども達から、そのお礼と日頃の感謝のしるしとして、小学校で育てた無農薬野菜とともに、歌や手紙、肩たたきなどをプレゼントしています。この取組について、橋本市立紀見小学校校長の森 ^{もり}和子さんと教頭の松尾 ^{まつお}綾さんにお話を伺いました。

松尾教頭



森校長

橋本市立紀見小学校
住所: 橋本市柿の木坂25-1
Tel: 0736-32-1522

「ありがとう」を伝えたくて

こども達と一緒に登校するなかで、地域の方々が日頃から温かく見守り、声をかけてくださっていることに気づきました。例えば、遅刻しないようにこども達の通学路に時計を設置して下さったり、時間に合わせて外に出て声をかけて下さったり、登下校時に怪我をしたこどもがいれば、応急手当や連絡をしてくださるなど、さまざまな支えがあります。こうした感謝の気持ちをお伝えしたいと思い、KimiMartを始めました。

KimiMartを通じた関係づくり

活動を重ねるなかで、住民と小学生の距離が少しずつ近づき、互いに気にかけて合う関係が生まれてきました。例えば、学校行事の際には住民の方々が率先してこども達をサポートして下さる場面が増え、またこども達も「KimiMartにいつも来てくれる人に昨日会った」「登校中にもいつも会う人が今日はいなかった」など些細な気づきを報告してくれまます。また、住民の方々がゲストスピーカーとして来校し、地域の歴史などを教えてくださったり、なかには卒業生の保護

者の方が、引き続きボランティアとして関わり、こども達を温かくサポートしてくださったりしています。

地域住民同士の交流を目的としたKimiMart

KimiMartは小学生と住民の交流の場であるとともに、住民同士が気軽に交流できるきっかけづくりの場にもなっています。その結果、住民同士が開催日について声を掛け合ったり、誘い合ったり、世間話の話題にしたりする様子が見られるようになり、参加人数も徐々に増えてきました。今後もKimiMartを通じて、地域全体の深いつながりを育んでいきたいと考えています。そして、住民とともにこども達の成長の様子を見守り、その喜びを一緒に分かち合っていきたいです。



住民はベルマークやアルミの空き缶を持ってKimiMartに参加してくれます。

苦情解決のツボ

福祉サービス事業所の皆様へ

苦情受付体制として、苦情受付担当者、苦情解決責任者を配置されていることと思います。これに加え、外部の立場から関与する仕組みとして第三者委員を配置することが重要です。

また、「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針(厚生労働省)」では、苦情解決結果を、インターネットや広報誌等を活用して公表することが示されています。これらに関する参考資料「苦情解決体制整備のために」を県社協ホームページに掲載しています。



苦情受付窓口等の周知用ポスター(B2)を送料実費負担で配布しています。必要な事業所の方は下記までお問合せください。

このポスターは、指針に示されている事項(利用者等に対して、苦情受付担当者、苦情解決責任者、第三者委員の氏名や連絡先などの苦情受付窓口の周知を図ること)に準拠して作成したものです。

【お問合せ先】県福祉サービス運営適正化委員会
TEL073-435-5527 FAX073-435-5584
e-mail:kujou@wakayamakenshakyo.or.jp

キャリア支援専門員による! 介護の就職セミナー

県福祉人材センター及び紀南福祉人材バンクでは、介護の仕事の基礎的な知識が学べるセミナーをハローワーク各署で開催しています。セミナー後はお仕事探しの個別相談もお受けしますので、ぜひお気軽にお越しください。

場 所	日程等の詳細はこちら
ハローワーク和歌山	
ハローワーク橋本	
ハローワーク御坊	
ハローワーク田辺	
ハローワーク新宮	

お問合せ先

県福祉人材センター ハートワーク(県社協内)
TEL073-435-5211

紀南福祉人材バンク(田辺市社協内)
TEL0739-26-4918

※ハローワーク田辺、新宮開催のセミナーへ参加希望の場合

和歌山県災害福祉支援センターを設置しました!

令和7年災害法制改正により災害救助法の救助の種類に“福祉サービスの提供”が追加されたこと等を踏まえ、災害福祉支援をより効果的に実施することを目指し、令和8年4月、県社協内に「和歌山県災害福祉支援センター」を設置しました。

災害福祉支援センターは、社会福祉協議会や社会福祉施設等が実施する被災者支援活動をより円滑に行うため、全社協が提唱する常設型の災害福祉支援の専門機関です(近畿では初の設置)。

県社協では、平成20年に県災害ボランティアセンターを常設、令和5年には県と共同で県災害福祉支援ネットワーク及びDWATの事務局を担い、平成23年東日本大震災や紀伊半島大水害、近年では令和6年能登半島地震災害等で支援活動を実施してきました。

近い将来想定される南海トラフ地震等の大規模災害に備え、引き続き関係の皆さまとの連携を強化しながら、災害福祉支援センターにおいて一体的、組織的に各種取組を進めてまいります。

県災害福祉支援センター実施事業

- 1 県災害ボランティアセンター
- 2 県災害派遣福祉チーム(DWAT)
- 3 県災害福祉支援ネットワーク
- 4 事前防災・防災教育
- 5 災害時における生活福祉資金(緊急小口資金)特例貸付
- 6 その他災害福祉支援に関する必要な事業



令和7年度 広域・同時多発災害対応訓練

【お問合せ先】

県災害福祉支援センター(県災害ボランティアセンター/県災害福祉支援ネットワーク)
地域支援部 地域づくり班 TEL073-435-5220/TEL073-435-5224



ユニバーサルカフェを目指して

Cafeみき

一般社団法人幹らんどでは、医療的ケアが必要なこどもの母親から、相談できる場所がほしい、親子で気兼ねなく入れるカフェがあればとの声を聞き、医療的ケアが必要なこどもも大人も「おいしいと一緒に」楽しめるよう、ユニバーサルカフェを目指してCafeみきを運営しています。

壁にかわいいイラストが描かれた吹き抜けのある開放的な店内は、靴を脱いでくつろげる席や自由に使えるおもちゃや本もあり、地域の方や子連れの方なども気軽に利用できます。

日替わりランチは660円とリーズナブルで、固形物を食べることができない場合などはミキサーを借りて、流動食にすることもできます。また自家製天然酵母や国産小麦を使用したパンを週2~3回焼いて、パンの購入のみも可能です。ぜひ一度立ち寄ってみてください。



一般社団法人幹らんど / Cafeみき

住所 和歌山市冬野703-9 TEL 073-479-5785

お知らせ

「成年後見制度出前講座」をご活用ください！

成年後見制度とは、認知症や知的障がい、精神障がいなどにより、判断能力の不十分な方が地域で安心して暮らすことができるよう、権利と財産を守るしくみです。

県社協では、広く多くの方に成年後見制度を理解していただく機会として、出前講座を実施しています。



成年後見制度利用促進
マスコットキャラクター
後犬ちゃん

時間:60分程度 平日9:00~17:00(※時間外・休日については要相談)

内容:成年後見制度の概要(制度の基本的な説明)
※個別の相談等、内容によっては他の関係機関をご案内させていただく場合がありますので、予め御了承ください。

対象:県内に所在する福祉関係事業所及び団体

費用:無料(会場費等は御負担願います。)

申込方法:実施希望日の1か月前までに、所定の申込書により、FAXまたはメールでお申し込みください。まずは、お気軽にご相談ください。

【申込み・お問合せ先】

生活支援部 権利擁護班 TEL073-435-5248 FAX073-435-5221

E-mail:kenri@wakayamakenshakyō.or.jp

申込受付中

福祉人材キャリア形成支援研修

研修名	開催日時	会場	受講申込期限
ファシリテーション研修	6月 4日(木)10:25~16:00	和歌山ビッグ愛	5月14日(木)
社会福祉や対人援助の特性を学ぶ!【実践編】	6月12日(金)10:25~16:00		5月22日(金)
質の高い仕事の進め方のノウハウを学ぶ!	6月18日(木)10:25~16:00		5月28日(木)
発達障がい児・者処遇研修	6月23日(火)10:25~16:00		6月 2日(火)
コーチング+(プラス)研修	7月 1日(水)10:25~16:00		6月10日(水)
介護支援専門員試験対策勉強会 I・II・III	7月9日(木)、23日(木)、31日(金) いずれも10:25~16:00	和歌山ビッグ愛 オンライン(Zoom) (併用で開催)	6月18日(木)
福祉職員キャリアパス対応生涯研修課程【初任者編】	7月15日(水)9:55~17:10 7月16日(木)9:25~16:40	和歌山ビッグ愛	5月15日(金)

※研修の受講には、受講料がかかります。 ※県社協会員は、会員価格で受講いただけます。 ※定員(先着)になり次第締め切ります。
※感染症や自然災害等の事由によっては、中止になる場合があります。 ※詳細は県社協ホームページをご覧ください。 ※直接お問合せください。

【お問合せ先】県福祉人材センター ハートワーク(県社協内)TEL073-435-5210



読者アンケートはこちらから。読者の皆さまの声を聞かせください!

この冊子は、環境に優しい植物油インキで印刷しています。

